富士宮市教育委員会後援及び共催の承認に関する事務取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、富士宮市教育委員会（以下「委員会」という。）が後援及び共催（以下「後援等」という。）の承認を行う場合における事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

　⑴　後援　団体等が主催する事業等に対して、単に市が事業等の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用等を承諾することによって支援することをいう。

　⑵　共催　団体等と市がともに事業等の主体となって、短期間の事業等を行い、かつ、相互の役割分担、経費の分担及び社会的責任が求められる形態をいう。

（使用を承認する名義）

第３条　後援等に当たり委員会が使用を承認する名義は、「富士宮市教育委員会」に限るものとする。

（申請）

第４条　委員会の後援等を受けようとする団体等は、後援等承認申請書（第１号様式）を委員会に提出しなければならない。

２　前項の申請書は、事業等を実施する日の１４日前までに提出しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

３　委員会は、事業等の内容を審査するため、第１項の申請書のほか事業計画書、収支予算書、団体等の規約又は会則その他の必要な資料の提出を求めることができる。

（承認の基準）

第５条　委員会は、事業等が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、後援等の承認をするものとする。

　⑴　主催者は、国、地方公共団体または社会教育関係団体、学校教育関係諸団体及びこれに準ずる団体で教育上認められるものであること。

　⑵　事業内容が明らかに社会教育、学校教育の充実振興に寄与するものであること。

⑶　市の区域又は委員会が適当と認める区域で開催される事業等であること。

⑷　法令又は公序良俗に反する事業等でないこと。

⑸　営利を主な目的とする事業等でないこと。

⑹　政治的目的を有する事業等でないこと。

⑺　宗教的目的を有する事業等でないこと。

⑻　原則として事業等の実施に当たり、委員会に経費の負担を求める事業等でないこと。

⑼　富士宮市暴力団排除条例（平成２４年富士宮市条例第２５号）第２条第１号に掲げるものに該当しないこと。

⑽　その他委員会が不適当と認める事業等でないこと。

（承認等）

第６条　委員会は、第４条第１項の申請書の提出を受けたときは、その内容を前条に規定する基準により審査し、承認の可否を決定するものとする。

２　委員会は、後援等の承認をする場合においては、条件を付することができる。

３　委員会は、後援等の承認の可否を決定したときは、後援等承認（不承認）決定通知書（第２号様式）により、申請をした団体等に通知するものとする。

　（関係課等による協議）

第７条　後援等について前条第１項の規定による審査をする場合においては、事業等ごとに関係課等による協議を行い、承認の可否を決定するものとする。

（事業計画の変更の届出）

第８条　前２条の規定により承認を受けた団体等（以下「承認団体等」という。）は、事業計画に変更が生じたときは、当該変更の内容を速やかに委員会に届け出なければならない。

（承認の取消し）

第９条　委員会は、承認団体等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、後援等の承認を取り消すものとする。

⑴　事業計画の変更等により実施する事業等が第４条各号に掲げる基準に適合しなく

なったとき。

⑵　承認団体等が解散したとき、又は事業等を中止したとき。

⑶　申請書又は添付書類に虚偽があったとき。

⑷　その他委員会が必要と認めたとき。

２　委員会は、前項の規定により後援等の承認を取り消したときは、後援等承認取消通知書（第３号様式）により通知するものとする。

（報告）

第１０条　承認団体等は、事業等の終了後速やかに、後援等事業実施報告書（第４号様式）に事業等の内容が明確に把握できる書類を添えて委員会に提出しなければならない。

（事務主管課等）

第１１条　後援等の承認に関する事務は、当該事業等の内容と関係する事務を所掌する課等において行うものとする。

（委任）

第１２条　この要領に定めるもののほか、後援等の承認に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。